

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(案)」に対する
意見募集の結果について

令和3年10月22日(金)
環境省地球環境局地球温暖化対策課

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(案)」について、以下のとおり意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

1. 概要

- (1)意見募集期間: 令和3年9月3日(金)～同年10月4日(月)
- (2)実施方法: 電子政府の総合窓口(e-Gov)、環境省ホームページ
- (3)意見提出方法: e-Gov の意見提出フォーム、郵送

2. 意見募集の結果

- (1)意見件数: 49 件
- (2)お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方: 別紙のとおり

お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

※本計画に関する御意見について、一部要約し、整理しています。(本計画の内容と直接関係がないと考えられる御意見は除いています。)

1. 題名・前文及び「第一 政府実行計画の対象となる事務及び事業」から「第三 政府の温室効果ガスの総排出量に関する目標」について

頁	項目番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	題名	政府実行計画の題名に「削減等」の文言が使われるようになったことは評価するが、平成 28 年に閣議決定した前回の実行計画の題名が「抑制等」を使っており法律に齟齬していたことを反省すべきである。	御指摘の点については、今回の改定に当たり見直しを行い、用語の整理を行いました。今後、こうしたことが生じないように徹底してまいります。
1	前文	<ul style="list-style-type: none"> ・ IPCC 第6次報告書は、第5次報告書の温度の観測値を書き換えたものであり、この虚偽の報告書に基づくこの計画(案)は廃案にすべきである。 ・ 地球温暖化のエビデンスがない。集中豪雨などの被害対策が優先である。 ・ 気候危機によって人の命が失われることのないような対策をお願いする。 ・ 冒頭に記載の「2050 年カーボンニュートラル」等を前提としていることから、国策を誤りかねないと危惧している。「地球は逆に寒冷期に入り、CO2 削減に関係なく地球温暖(寒冷)化が進む」という説もあり、「温暖化・寒冷化ともに通用するような地球環境保護戦略」を策定し、すぐにでも政策に活かせるよう準備していただきました 	<p>政府実行計画は温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画であり、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策計画に即して策定することとされております。</p> <p>同法においては、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であること等に鑑み、地球温暖化対策を行うこと、また、パリ協定の目標を踏まえ、2050 年までの脱炭素社会の実現を旨として対策を推進することとされております。</p>

		い。	
1	前文	再エネを含む非化石電源の利用、そして再エネの導入のみならず、水素利用ならびに電化機器による再エネ利用の促進は重要であることから、「太陽光発電の庁舎等への導入をはじめとした再生可能エネルギー等非化石エネルギーの活用ならびに電化・水素利用の促進についても最大限取り組んでいくことが不可欠となる」に修正いただきたい。	この記述は、2030 年度に向け、再生可能エネルギーの中でも比較的短期間での設置が可能な太陽光発電設備の導入を例示しているものであり、原案のとおりとします。
1	第一	独立行政法人、国立大学、NHK など国が予算を監督する特殊会社等にも一律で RE100 に向けた目標設定などに取り組ませるべきである。	本計画は、政府の事務及び事業を対象としていますが、「所管の政府関係機関及び関係団体、地方公共団体等においてもこの計画の主旨を踏まえた率先的な取組が行われることを期待し、本計画の周知を図るとともに、その特性に応じた地球温暖化対策に関する情報提供を行う等必要な支援に努めるものとする」としております。 なお、本計画において、再生可能エネルギー電力の調達目標は 2030 年度までに 60%以上としています。
2	第三	政府の温室効果ガスの削減目標である 2030 年度までに 50%削減は低すぎる。 2030 年度の削減目標を 2013 年度比 60%以上に引き上げるべきである。	地球温暖化対策の推進に関する法律において、政府実行計画は地球温暖化対策計画に即して策定することとされています。 地球温暖化対策計画では、「2050 年目標と整合的で野心的な目標として、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく。」とされている

			ことから、本計画においては、政府自ら率先実行していくため、50%の高みを目指した削減目標を設定しています。また、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととしています。
2	第三	「政府の船舶・航空機の使用に伴う排出及び福島県内で国が実施中の東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う排出については、上記の削減目標の対象外とする。」は削除すべきである。例外を設けるのは、自治体の模範とする内容にふさわしくない。	船舶・航空機の使用に伴う排出は、国内外の情勢等の影響を受け、船舶・航空機の出動回数や距離の制御が困難であること、また、福島県内で国が実施中の東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う排出は、東日本大震災への対応という特殊事情であることから、削減目標の対象外としています。一方で、これらの活動からの排出量については、排出量の把握を行うとともに、温室効果ガスの総排出量以外の評価指標を設定し、取組の進捗状況を点検することとしています。

2. 「第四 措置の内容」における「1 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組」について

頁	項目番号	意見の概要	意見に対する考え方
2	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府の建築物・土地に太陽光発電などを設置・導入する目的は「自家消費のため」ということを記載すべきである。 ・ PPA モデルの活用にあたり、余剰電力の売電ではなく、自家消費を優先することを記すべきである。 	本計画は、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量についての削減目標の実現に向けて実施すべき取組を記載したものであり、また、休日の電力使用量が少ない施設では余剰電力の有効活用も重要であることから、原案のとおりとします。
2	1(1)	「設置可能な建築物(敷地を含む。)の約 50%以上に太陽光発電	国・地方脱炭素実現会議で決定した地域脱炭素ロードマップ(令和3

		設備を設置することを目指す。」とされているが、設置可能な建築物であるならば 100%を目指すべきである。	年6月9日)において、「政府及び自治体の建築物及び土地では、2030 年には設置可能な建築物等の約 50%に太陽光発電設備が導入され、2040 年には 100%導入されていることを目指す。」とされていることも踏まえつつ、政府の率先実行の観点から、今回、本計画において、2030 年度の目標として、設置可能な建築物(敷地含む。)の約 50%「以上」に太陽光発電設備を設置することを目指しています。
2	1(2)	「また、空気熱、地中熱、バイオマス熱、太陽熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入する。」に文章を変更していただきたい。	本計画では、空気熱を使用する機器については、2(1)④の温室効果ガスの排出の少ない設備に含まれると考えています。
2	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・「太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池、コージェネレーションを積極的に導入する。」に修正いただきたい。 ・調整力・供給力の確保と災害対応の観点から「分散型エネルギーリソース・再生可能エネルギー熱の活用」とし、「蓄電池や燃料電池、コージェネレーション等の分散型エネルギーリソース」と記載することを通り提案する。 	御指摘の箇所については、施設に設置された太陽光発電により生じた余剰電力を当該施設において有効活用し災害時のレジリエンス強化にも資する設備を記載しています。こうした趣旨を踏まえ、原案のとおりとします。

3. 「第四 措置の内容」における「2 建築物の建築、管理等に当たっての取組」について

頁	項目番号	意見の概要	意見に対する考え方
3	2(1)②	・政府事業の建築物 ZEB 化を強く推進するため、「低コスト化のた	地球温暖化対策の推進に関する法律において、政府実行計画は、

		<p>めの技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則 ZEB (100%以上削減)または ZEB への改修可能な建物とし、2030 年度までに新築建築物の平均で Nearly ZEB 相当となることを目指す。」に変更していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB を目指すべきである。 	<p>地球温暖化対策計画に即して策定するとされており、地球温暖化対策計画において「平均で ZEB Ready 相当」を目指すことが位置付けられています。</p> <p>また、本計画の ZEB の記載は、脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方(脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会(令和3年8月))における取りまとめ結果とも整合が図れているため、原案のとおりとします。</p> <p>なお、『ZEB』が可能な建築物については、積極的に取り組むべきであり、その旨を本計画に基づき定める実施要領に記載します。</p>
3	2(1)④	<p>あらゆる分野の省エネルギー対策を徹底する必要があることから「高効率な空調設備や給湯器」を幅広く導入し、温室効果ガスの排出の少ない「省エネルギー性能の高い設備・機器」の導入を図る、との記載を提案する。</p>	<p>御指摘の箇所については、以下のとおり修正します。</p> <p>「庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入するなど、温室効果ガスの排出の少ない設備の導入を図る。」</p>
3	2(1)④	<p>高効率空調機については、ノンフロン型の空調機の導入を盛り込むべきである。</p>	<p>ノンフロン・低 GWP 冷媒を使用した空調機器については開発の途上にあることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
4	2(1)⑦	<p>2050 年カーボンニュートラル実現のためには、足元から速やかに電化を促していくことが重要であるため、「さらに、施設・機器等の更新時期や 2050 年カーボンニュートラルの実現には電化を進める必要があることも踏まえ高効率な機器等を導入するなど、」と修正いた</p>	<p>2050 年カーボンニュートラルを見据えた取組は、本計画中の第四の 2の(4)で定めているため、原案のとおりとします。</p>

		きたい。	
4	2(2)⑦	「敷地内の緑化や保水性舗装を整備し、適切な散水に努める。」は局所的な環境改善には役立っても、地球温暖化対策としてはほとんど意味がない。	緑化や保水性舗装、散水はヒートアイランド対策となり、冷房負荷の軽減を通じ、省エネルギーにも寄与しうと考えています。
4	2(2)⑤ 2(2)⑥ 2(3)	桐は冷暖房エネルギーを極限まで抑える超高断熱建築素材である。	今後の施策の参考とさせていただきます。
4	2(2) 2(3)	建築・土木資材を使用する際にはCO2を固定化したコンクリートや汚泥から作られる改良土などを積極的に使っていくべきである。	本計画において、「建築物の建築に当たっては、温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材等の選択を図る」ことを定めております。
4	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー基本計画の記載と整合するよう、需要側の電化を進める際の前提条件を明確にし、「脱炭素化された電力による電化という選択肢の採用が可能な場合は電化を進めるとともに」との記載を提案する。 ・ 太陽光発電やカーボンニュートラル燃料の積極導入は賛成だが、単に庁舎等の電化を進めることは疑問である。非常時に備えた設備を導入すべきである。 ・ 建築物ではレジリエンス性確保の観点から多様なエネルギー源の利用に留意するとされていることから「非常用電源設備や熱源設備(冷暖房設備等)でレジリエンスの観点も含め電化が困難な設備」との記載を提案する。 ・ 「非常用電源設備など電化が極めて困難な設備については、使用する燃料をカーボンニュートラ 	<p>御指摘の箇所については、以下のとおり修正いたします。</p> <p>「2050年カーボンニュートラルの達成のため、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を進める、電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。」</p> <p>なお、レジリエンス等の視点については、各府省庁において燃料を使用する設備の脱炭素化に向けた取組の検討に当たっての留意事項として、本計画に基づき作成する実施要領において記載いたします。</p>

		<p>ルな燃料へ転換」とあるが、蓄電設備を設置すれば容易に対応可能である。</p> <ul style="list-style-type: none">・「庁舎等の建築物における燃料を使用する設備については、地域特性や建物用途に応じて、エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保を大前提として、使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料への転換を検討するなど」と記載いただきたい。・「当該設備の脱炭素化に向けた取組について、地域や建物毎の特性の違いを踏まえ、既存インフラ・設備を利用可能な合成メタン・合成燃料の活用など様々な選択肢を具体的に検討し」との記載を提案する。・再エネ率が進んでいない現在の状況で電化をすすめてもCO2は削減しないと考える。発電効率を上げる手段を推奨すべきである。具体的には、地域での太陽光・コジェネを含めた発電、ガスエンジン等を活用したコジェネの推奨により廃熱活用を含めたエネルギー効率の向上、発電を伴ったガス空調、合成メタンガス・バイオ燃料を活用した空調を推奨すべき。・エネルギー政策は、安全性を前提とし安定供給を第一とすべきである。その上でエネルギー源の多様化や地域特性に応じた脱炭素化の取り組みが重要であり、現段階においての電化は上	
--	--	---	--

		<p>記の前提に当てはまらない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2050 年カーボンニュートラル実現のためには、足元から速やかに電化を促していくことが重要であるため、記載を維持していただきたい。 	
--	--	--	--

4. 「第四 措置の内容」における「3 財やサービスの購入・使用に当たっての取組」について

頁	項目番号	意見の概要	意見に対する考え方
5	3	<p>環境配慮契約法には低炭素電源を優遇するという観点のみがあり、再エネを推進するという観点がない。再エネを推進するという観点から同法のあり方を見直すことを明記すべきである。</p>	<p>本計画では、第四の3「財やサービスの購入・使用に当たっての取組」の全体に係るよう、第四の3の冒頭に国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)に基づく取組を適切に実施する旨を記載しております。また、環境配慮契約法基本方針は、必要に応じて見直しを行うこととしており、再生可能エネルギー電力調達の推進に資する取組について、環境配慮契約法基本方針検討会等で検討を進めております。</p>
5	3	<p>国・自治体等の公共団体が調達先に対して、温室効果ガス排出量の開示を求め、削減を促進することを提案する。</p>	<p>本計画において、「温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材等の選択を図るとともに、温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る」ことを記載するなど、調達に関する取組も位置付けていますが、御指摘の点については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
5	3(1)	<p>公用車はEV化するのではなく、霞が関と国会の移動等は公共交通を利用し、台数を大幅削減し、プール制で運用すべきである。</p>	<p>本計画においては、公用車の電動化に加え、公共交通機関の利用推進、公用車の効率的利用やその台数の削減にも取り組むこととして</p>

			います。
5	3(3)	今回の政府の実行計画(案)の大きな特徴として、政府自身が自ら使用する電力における再生可能エネルギーの割合を高めていくことに力点が置かれている。また、2030年度に「調達する電力の60%以上」という目標も掲げられている。この大きな方針は評価できる。	御意見ありがとうございます。
5	3(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・「電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。」とあるが100%にすべきである。 ・企業の再生可能エネルギー100%化を推進する国際イニシアティブである「RE100」に日本の企業も参加し、環境省がアンバサダーにもなっている。実行計画において「60%以上」はこうした動きと合わない。政府自らが、再生可能エネルギー100%の導入を掲げるべきである。 	本計画では、調達する電力の60%「以上」を再生可能エネルギー電力とするとしており、下限値として定めています。
5	3(3)	各省庁はそれぞれの再エネ電力の調達目標を立てると共に、導入実績などについても毎年分かりやすく公表することを政府実行計画に明記すべきである。	本計画では、各府省庁の実施計画を策定することとしており、各府省庁の再生可能エネルギー電力の調達目標についても各府省庁が定める実施計画において定められることとなります。また、各府省庁の再生可能エネルギー電力の実績等については、本計画のフォローアップにおいて把握し、公表していくことを想定しています。
5	3(3)	再エネ電力60%の目標を達成する上では、証書の利用を否定するつもりはない。しかしあくまでも補助的な手段であり、本筋は再エネ電力の購入や太陽光発電の自家消	本計画では、太陽光発電の最大限の導入を進めつつ、2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることとしており、この目

		費であることも明示的に示すべきである。	標の達成手段については、各府省庁において適切に選択するものと考えています。
5	3(5)ア	「乗用車の8分の1、営業自動車の20分の1しかCO2を出さない鉄道の利用を全国ですすめる」の項を加えるべきである。	本計画において、「通勤時や業務時の移動に、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する」旨を位置付けています。
6	3(5)ウ	飽きたらプラゴミや不燃ごみとして捨ててしまう配布物(ノベルティ)の為に不要不急の外出をして不要不急の飲食物を過剰購入し投棄する事は、食糧問題や環境に対してマイナスだけでなく温室効果ガスの排出に多大な影響を及ぼしていると考えます。	今後の施策の参考とさせていただきます。
7	3(5)コ	六フッ化硫黄の回収・破壊はもとより実施すべきことだが、最近では六フッ化硫黄の代替となる絶縁体が研究開発されていることもあるので、SF6の代替化を政府が率先して進めるべきである。	今後の施策の参考とさせていただきます。

5. 「第四 措置の内容」における「4 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮」について

頁	項目番号	意見の概要	意見に対する考え方
7	4(1)	政府の会議から使い捨て飲料容器を一掃し、マイボトル持参をよびかけるべきである。	引き続き、政府におけるプラスチック使用製品の排出抑制に取り組んでまいります。
7	4(2)	「対象となる森林」とは何を指すのか不明である。	「対象となる森林」とは、政府実行計画の対象となる森林を指しています。

6. 「第四 措置の内容」における「6 各府省庁の実施計画の策定」について

頁	項目番号	意見の概要	意見に対する考え方
9	6(6)	効果的な取組を推進するための体制作りについて具体的な記載が必	本計画に基づき作成する実施要領において、各府省庁の実施計画の

		要であることから、「この際、より効果的に取組を実施するにあたり、各府省庁は取組内容に沿って役割区分を明確化し、より推進するための体制作りに務める。」を追記すべきである。	推進体制の整備や、各府省庁における効果的な取組に関する情報の提供などの技術的支援を行うための支援チームの設置等を定めています。
--	--	--	---

7. 「第四 措置の内容」における「7 政府実行計画の推進体制の整備と実施状況の点検」について

頁	項目番号	意見の概要	意見に対する考え方
9	7(2)	「中央官庁庁舎の単位当たりの温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量をベンチマーク」とあるが中央官庁がトップランナーとは限らない。目標設定値と比較すべきである。	御指摘の箇所は、政府施設の用途が多岐に渡る中、類似する用途の中央官庁庁舎同士の単位当たりの温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量を指標として、組織横断的な比較評価を行う趣旨になります。
9	7(3)	点検に関しては再エネ電力の調達という観点から、調整後排出係数による評価のみならず、再エネ電力の導入量や小売電気事業者からの購入量等、直接的な評価項目も設けるべきである。	各府省庁の再生可能エネルギー電力の実績等については、本計画のフォローアップにおいて把握し、公表していくことを想定しています。